

捜査費取扱要綱の制定について（通達）

〔 最終改正 令和6. 3. 8 例規務第3号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて 〕

みだしの要綱を下記のように定め、平成28年4月1日から実施することとしたから、適正な運用に努められたい。

なお、次に掲げる通達は、廃止する。

- 1 捜査費の適正な執行の確保の徹底について（平成25. 1. 4：一般会・務・監・生企・地域・刑企・交企・備一第1号）の一般通達
- 2 捜査費の保管管理の再徹底について（平成26. 12. 22：一般会・生企・地域・刑企・交企・備一第214号）の一般通達

記

捜査費取扱要綱

第1 総則

1 趣旨

この要綱は、公金である捜査費の適正な取扱いに資するため、捜査費の経理及び保管管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この要綱において、「捜査費」とは、犯罪の捜査等に従事する警察職員（以下「捜査員」という。）が行う捜査等の活動に係る諸経費及び捜査等に関する情報提供者、協力者等に対する諸経費であって、緊急又は秘密を要するため小切手の振出し又は口座振込による支出手続によっては警察活動に支障を来す場合に現金により支出することができるものをいう。

3 取扱責任者等の指定等

- (1) 京都府警察における捜査費の取扱責任者は、警察本部長とする。
- (2) 取扱責任者は、総務部会計課長にその事務の一部を補助させることができる。
- (3) 捜査費を執行する所属に捜査費の取扱者（以下「取扱者」という。）を置き、当該所属の長をもって充てる。
- (4) 捜査費を執行する所属に取扱者の補助者（以下「補助者」という。）を置き、当該所属の次席、副隊長又は副署長をもって充てる。
- (5) 取扱者は、補助者にその事務の一部を補助させることができる。
- (6) 捜査費を執行する所属に中間交付者を置き、警察本部（サイバー対策本部を含む。）の課長補佐、室長補佐及び隊長補佐並びに警察署の捜査費を執行する課の課長及び課長代理のうちから、当該所属の取扱者が指名した者をもって充てる。
- (7) 取扱者は、特定の事件の捜査に当たり、複数の捜査員を隔地において当該捜査に専従させるときは、主任の捜査員（当該捜査に係る捜査員の長の立場にある者をいう。）を主任執行者として指定することができる。この場合において、主任執行者に充てることができる者は、原則として警部補以上の階級にある警察官とする。

4 捜査費の区分

捜査費を一般捜査費（取扱者の判断に基づき執行する経費をいう。以下同じ。）と捜査諸雑費（捜査員の判断に基づき執行することができる少額（1件当たりの執行額が3,000円（税抜き）以下の額をいう。）の経費をいう。以下同じ。）に区分する。

第2 所属における捜査費の経理

1 一般捜査費

(1) 申請及び交付

取扱者は、捜査員から一般捜査費の交付（追加の交付を含む。以下同じ。）の申請を受けたときは、その必要性等を検討した上で、必要な額の現金を当該捜査員に交付するものとする。

(2) 精算

取扱者は、捜査員が一般捜査費を執行したときは、速やかに当該捜査員に精算させるものとする。

(3) 立替払

取扱者は、捜査員が一般捜査費を立替払（捜査員が私金で立て替えて支払うことをいう。以下同じ。）で執行したときは、その内容を確認した上で、当該立替払の額の現金を当該捜査員に交付するものとする。

2 捜査諸雑費

(1) 申請及び交付

ア 中間交付者は、翌月の捜査の予定等を勘案して、取扱者に捜査諸雑費の交付を申請するものとする。

イ 取扱者は、中間交付者から捜査諸雑費の交付の申請を受けたときは、その必要性等を検討した上で、必要な額の現金を当該中間交付者に交付するものとする。

ウ 中間交付者は、取扱者から捜査諸雑費を受領したときは、速やかに必要な額の現金を捜査員に交付するものとする。

(2) 精算

ア 捜査員は、捜査諸雑費を執行したときは、速やかにその内容を中間交付者に報告するものとし、原則として毎月末に、当月分の捜査諸雑費の残金を中間交付者に返納するものとする。

イ 中間交付者は、前記第2の2の(2)のアの報告を受けたときは、速やかに捜査員が執行した捜査諸雑費に係る内容を確認するものとし、原則として毎月末に、当月分の捜査諸雑費の残金を取扱者に返納するものとする。

第3 捜査費の保管管理

1 保管方法

捜査費を取り扱う警察職員は、捜査費に係る現金を、キャビネット等に施錠して保管し、当該キャビネット等の鍵を常時手許に保管しなければならない。ただし、捜査費を執行する場合に備えて、自己の財布等に現金を入れ携行するときは、この限りでない。

2 捜査諸雑費の残高の確認

(1) 中間交付者による確認

中間交付者は、捜査諸雑費を捜査員に交付し、又は捜査員から捜査諸雑費の返納

を受けたときは、その都度、自己が保管する捜査諸雑費に係る現金の残高を確認しなければならない。

(2) 捜査員による確認

捜査員は、捜査諸雑費を執行した都度、自己が保管する捜査諸雑費に係る現金の残高を確認するほか、適宜その残高を確認しなければならない。

3 保管方法の点検等

(1) 取扱者、補助者及び中間交付者による点検

取扱者、補助者及び中間交付者は、部下職員が保管する捜査費に係る現金が、前記第3の1に規定する保管方法により保管されているかどうかについて、随時に点検するものとする。

(2) 総務部会計課長による監査

総務部会計課長は、京都府警察における会計事務の監査に関する訓令（平成16年京都府警察本部訓令第1号）第2条第1項に規定する総合会計監査の実施項目として、捜査費に係る現金が適切に保管されているかどうかについて、実地で監査を行うものとする。

第4 留意事項

1 公金であることの認識

(1) 捜査費に係る現金は、債権者への支払いが完了するまでは、国又は京都府に属する公金であることを認識し、慎重に取り扱うとともに、適正に使用しなければならない。

(2) 捜査費を執行することにより取得した物品の所有権は、国又は京都府が有するものであるため、当該物品を私的に流用することなく、適正な保管管理に努めなければならない。

2 指導教養の実施

取扱者、補助者及び中間交付者は、次により、捜査費を取り扱う部下職員に対して必要な指導教養を行うものとする。

(1) 適正な捜査費の経理手続並びに公金を取り扱うこと責任及び重要性についての指導教養を行うこととし、その内容については、形式的なものとすることなく、常に見直しを行うこと。

(2) 捜査員が捜査費の執行を躊躇し、捜査等に支障を来すことがないように捜査費の適正かつ効果的な執行についての具体的な指導教養を行うこと。

(3) 自身の捜査費に関する知識が不十分であれば、捜査費の私的流用事案、窃盗事案その他の不適正事案を誘発するおそれがあることを認識した上で、自己研鑽に努め、その職責を自覚して指導教養を行うこと。

(4) 捜査費を執行した経験がない警察職員が捜査員として配置されたときは、当該警察職員が捜査費を執行する前に、必ず前記第4の2の(1)及び(2)の指導教養を行うこと。

3 身上把握の徹底

(1) 取扱者、補助者及び中間交付者は、捜査費を取り扱う部下職員に対して、きめ細かな身上把握を徹底するものとする。

(2) 取扱者は、前記第4の3の(1)の身上把握により金銭又は異性に係る問題兆候が認められた捜査員については、問題の解決が図られるまでの間において、捜査費の執行を伴う捜査等に従事させないものとする。

4 業務管理の徹底

取扱者及び中間交付者は、捜査員による日々の捜査協力者等との接触及び聞き込み、張り込み、尾行等の捜査の内容を確実に把握した上で、次の事項に留意して捜査費を執行する必要性、妥当性等を厳格に判断し、捜査費の執行を伴う捜査等に係る業務管理を徹底するものとする。

(1) 取扱者は、一般捜査費の交付の申請及び精算に係る決裁については、当該申請又は精算に係る捜査員と対面した上で、これを行わなければならない。ただし、当該捜査員が取扱者と対面することができないやむを得ない理由がある場合において、当該申請又は精算の内容を把握している当該捜査員の上司等と対面して決裁を行うときは、この限りでない。

(2) 取扱者は、捜査協力者等との接触に伴う一般捜査費の交付の申請に係る決裁に当たっては接触の日時、場所及び方法、捜査協力者等の人定事項、接触により期待できる協力の内容等を、当該接触に伴う一般捜査費の精算に係る決裁に当たっては接触時の状況、接触により得ることができた協力の内容等を、それぞれ捜査員から具体的に説明させること。

(3) 中間交付者は、捜査員が捜査諸雑費を執行したときは、速やかに当該捜査員と対面した上でその内容を確認するものとし、特に、捜査員が捜査協力者等との接触に伴い捜査諸雑費を執行したときは、捜査協力者等の人定事項、接触時の状況、接触により得ることができた協力の内容等を当該捜査員から具体的に説明させること。

(4) 取扱者は、捜査諸雑費の経理を中間交付者に任せきりにすることなく、必要に応じて、捜査諸雑費を執行した捜査員と対面して執行時の状況を説明させるなど、捜査諸雑費が適正かつ効果的に執行されているかどうかについて、随時に点検すること。

第5 細部事項

この要綱に定めるもののほか、捜査費の取扱いに関し必要な細部事項は、総務部長が別に定める。